

令和7年度第4回長野県人権政策審議会（R7.12.18）における御意見の反映状況

※記載の箇所以外についても、事務局において必要な修正を行っています

番号	項目	意見者	修正前 骨子案 ページ	骨子案 条項等	意見内容	対応	対応内容
1	前文	一由会長 伊藤委員 犠山委員 宮井委員	1 頁	—	・「他人の思いやりに頼ることなく」の文章に関して、他人の思いやりに頼ることは、当然にその人らしく暮らしていく権利だと思うので、改めて記載しなくてもよいと考える。再検討いただきたい。	骨子案を修正 資料 2－1・1 頁	ご指摘を踏まえ、該当部分を削除しました。
2	条文	伊藤委員	2 頁	第2条（人権侵害行為の禁止等）	・「子どもの権利」を記載しないことについて、骨子の趣旨・解説にその理由を記載いただきたい。	解説に説明を追記 資料 2－2・4～5 頁	本条例は、包括的な人権尊重条例として、広く人権尊重の理念や重要性の共有や、人権がより尊重される社会の実現を目指すという位置づけのものです。 このため、御指摘の「子どもの権利」をはじめとする個別の人権課題（例：子ども、高齢者、外国人など）については、個別の条例等において対応するものと整理していますが、骨子案には第2条の人権侵害行為等の禁止規定に、「年齢」を理由とした人権侵害を禁止する規定を設けるとともに、いじめ、虐待など、子どもに起こりやすい人権侵害行為等を具体的に記載するなど、子どもの人権を包摂する規定を備えています。 なお、子どもの権利については、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」等により権利擁護を図るとともに、令和7年3月に「長野県子ども・若者支援総合計画」を一部改訂し、計画の基本姿勢に子ども・若者が権利の主体であることを位置づけています。県としては、この基本姿勢を踏まえ、子どもの権利の周知や権利擁護に資する取組を推進していきたいと考えます。
3	条文	宮井委員	2 頁	第2条（人権侵害行為の禁止等） 第3条第1項（県の責務）	・第3条第1項において、「県は～～～差別的取扱い、差別的言動又は <u>その他の</u> 他人の権利利益を侵害する行為による人権侵害からの速やかな救済を図るため～～～」と記載がある。一方で、第2条では「差別的取扱い、差別的言動」と「他人の権利利益を侵害する行為」をそれぞれ独立した意味で項立てているので、解釈について、誤解を招かないように文章を精査いただきたい。	骨子案を修正 資料 2－1・2 頁	御指摘を踏まえ、第2条、第3条を共に見直し、規定の関係が明確になるように骨子案を修正しました。

番号	項目	意見者	修正前 骨子案 ページ	骨子案 条項等	意見内容	対応	対応内容
4	条文	一由会長 伊藤委員	3頁	第8条第1項（相 談支援体制）	・「県民」の定義について、2拠点生活についても対象とな り得るのか。解説で補足すること等について検討いただきた い。	解説を修正 資料2-2・11頁	御指摘を踏まえ、2拠点生活者も県民に含まれることを解説 に明記しました。
5	条文	一由会長 宮井委員	3頁	第9条第1項（救 済の申立て）	・「何人も、自ら人権侵害を受けたと思う場合に第8条第1 項に基づく支援を経てもその解決ができないと認められると きは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立てを行うこ とができる」の文章について、申立て条件としては ①相談支援を受けたけれども解決できなかつたため申し立てる ケース ②そもそも相談支援を受けても解決できないと判断して相談 を経ずに申し立てるケース の2つのケースがあると読める。一方、資料3-3の「救済 の申立て（第9条）」には、「相談が尽くされていないものは 申立てを受け付けない」旨記載があり、②の場合にはそもそも 申立てができないと読める。 ・いかなる事案であろうと、まずは県における制度教示や適 切な窓口の紹介など、相談支援のスクリーニングを経ること が必要だと考える。 ・②のケースのように相談を行わずとも申立てができるとい う誤解を招かないよう、第9条第1項の文章の精査が必要。	解説を修正 資料2-2・13頁	全ての申立ては事務局が受けとり、事務局から申立人に必要 な説明と助言を行うなど、適切なスクリーニングを行って人 権オンブズパーソンにつなぐことを想定しており、個々の事 案で状況を確認しつつ対応します。 また、「第8条第1項に基づく支援（相談による支援）を経 てもその解決ができないと認められるとき」の判断は、一義 的には申立人が行うものであり、事務局には様々な申立てが なされる可能性がありますが、相談により解決が図られる と思われる場合には、事務局から申立人に先に相談を行うよう に助言することになります。また、このような事務局の対応 は、人権オンブズパーソンに報告されます。 なお、申立受付事務の詳細は規則や運営マニュアルを策定し て定める予定であり、運用上の混乱がないように準備してま いります。
6	条文	菅沼委員	3～ 4頁	第9条第5項第1 号（救済の申立 て）	・「人権侵害を受けた者又は人権侵害行為を行った者が、い ずれも県民又は県内事業者ではない場合」との記載だが、 「いずれも」という表現はおかしいのではないか。	骨子案を修正 資料2-1・3頁	御指摘を踏まえ、該当部分を修正しました。

番号	項目	意見者	修正前 骨子案 ページ	骨子案 条項等	意見内容	対応	対応内容
7	条文	伊藤委員 犠山委員 閻委員 中島委員 宮井委員 和田委員	3～ 4頁	第9条第5号第7項 (救済の申立て)	<p>・救済の申立てをすることができない条件として、「行為の日から1年を経過した事項」としているが、</p> <p>①当事者が制度利用の判断に時間を要する</p> <p>②当事者が相談支援を受けている可能性がある</p> <p>③申立て自体に勇気を要する</p> <p>④当事者が制度を知らない情報弱者である可能性がある</p> <p>⑤「行為の日」の基準が曖昧で申立てに悩む</p> <p>などを踏まえると、1年という期間は短い。例えば3年など十分な時間を設けるべきではないか。</p> <p>また、申立てを受け付けなかった際の対応についても考えておくことが重要。</p>	骨子案を修正 検討資料を作成（資料3－3）	<p>骨子案は、申立期間の制限を3年とする規定に修正しました。</p> <p>なお、申立期間の制限を1年とする場合と3年とする場合のメリット、デメリットなどについては、資料3－3に整理しました。</p> <p>申立てを受け付けなかった場合には申立人に理由を付して通知されます（第9条第6項）ので、その際に第8条第1項に基づく必要な支援を行うよう県（相談窓口等）に助言します。</p> <p>「行為の日」については、差別や人権侵害を受けた日を指します。また、条文で、継続する行為であればその行為の終了した日と規定します。この規定の仕方は三重県条例と同様であり、運用に必要な明確性は保てていると考えます。条例制定後は、県民に分かりやすく周知するよう工夫します。</p>
8	条文	宮井委員 菅沼委員	4頁	第11条（人権侵害行為の是正要請） 第12条第1項 (人権侵害情報等の削除要請等)	・第11条では、人権オブズパーソンが実質的な判断を行って知事に勧告することとしているが、第12条第1項では、「インターネット上の誹謗中傷等が速やかに削除されるべきものと認めるとき」や「削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報を行うことができる」の主体が知事になっており、実質的な判断は知事が行うように読めるため、条文を精査されたい。	骨子案を修正 資料2－1・4頁	御指摘を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷等に関する削除要請等についても、人権オブズパーソンが実質的な判断を行って知事に勧告することとなるように、第10条と第12条の規定を修正しました。
9	条文	菅沼委員	8頁	第28条（人権教育及び人権啓発）	・第28条の趣旨・解説における骨子案と関係ない条文の記載は不要かと思う。	解説を修正 資料2－2・28頁	御指摘を受けて、当該部分を削除しました。
10	条文	犠山委員 菅沼委員	8～ 9頁	第33条第3項 (会議)	「部会」が唐突なので、位置付けを記載されたい。	骨子案を修正 資料2－1・8頁	御指摘を受けて、第32条第9号に部会の設置に係る規定を追加しました。
11	条文	中島委員	—	—	期限を設けるなどして条例の見直しについて謳つておく必要があるのではないかと思う。	修正なし	本条例は、普遍の原理として尊重されるべき人権尊重理念について本県の基本姿勢を宣言するものです。人権の普遍性を尊重しつつ、具体的見直しの必要が求められる状況が生じたときには、改正規定がなくても見直しを図るべきと考えます。

番号	項目	意見者	修正前 骨子案 ページ	骨子案 条項等	意見内容	対応	対応内容
12	人権侵害から の救済体制	宮井委員	—	—	救済申立てについて、事務局の時間的・体力的・精神的余裕 があつて初めて適切な対応が可能になるので、余裕のある人 員体制が大切。	修正なし	御指摘は、条例制定後の人事又は予算の課題として認識して おり、適正な人員体制や予算の確保に努めてまいります。
13	人権侵害から の救済体制	高島委員	—	—	相談体制は非常に重要。相談体制のイメージがもう少し分か りやすいものであつてほしい。 県の相談窓口と事務局との整理が分かりにくいため、専門調 査員の役割も非常に重要、オンブズパーソンにつなぐ前の交 通整理等について、検討に当たつてより具体的な資料が必 要。	修正なし	<p>人権オンブズパーソンを中心とする救済体制が導入された後 も、相談体制の充実は必要であり、骨子案でも第8条に記載 しているとおりです。条例には専門調査員の配置について規 定し、人権相談と救済申立てを効果的に連動させるよう運用 することを考えております。</p> <p>人権相談は分野によってさまざまな窓口（下枠参照）で対応 しています。人権オンブズパーソンの事務局を担うと想定し ている人権・男女共同参画課では、これまで各種専門相談 窓口の把握に努めており、条例制定後は、各窓口に対して、 連携の方法等を周知し、必要な場合に人権オンブズパーソン につながる体制を整備してまいります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>県の専門相談窓口（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同和問題 人権啓発センター ○外国人 多文化共生相談センター ○女性相談 女性相談センター、男女センター ○子ども 児童相談所 ○障がい者 障がいを理由とする差別の相談窓口 ○医療 医療安全支援センター ○犯罪被害者等 犯罪被害者等総合支援窓口 ○労働雇用関係 労政事務所 ○性暴力被害者 性暴力被害者支援センター ○性の多様性 人権啓発センター etc... <p>※各種専門相談窓口を まとめた「人権に関する 県民支援ハンドブック」を 県ホームページ に掲載しています。 (以下URL又は二次元 コード)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p>https://www.pref.nagano.lg.jp/jinkendanjo/kurashi/jinkendanjo/sodan/handbook.html</p> </div>